

第205期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月23日（金曜日）
午前10時

場所

山形市七日町三丁目1番2号
当行本店7階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第205期定時株主総会招集ご通知……………	1P
（添付書類）	
第205期事業報告……………	4P
計算書類……………	25P
連結計算書類……………	27P
監査報告書……………	30P
（株主総会参考書類）	
第1号議案 株式併合の件……………	33P
第2号議案 定款一部変更の件……………	34P
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除く） 11名選任の件……………	35P
第4号議案 監査等委員である 取締役1名選任の件……………	42P

株主総会会場ご案内図



証券コード：8344

株主各位

山形市七日町三丁目1番2号

株式会社 **山形銀行**

取締役頭取 長谷川 吉茂

第205期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第205期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山形市七日町三丁目1番2号 当行本店7階会議室
3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第205期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第205期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（44頁から45頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

お願い

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

□ お知らせ

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の注記、連結計算書類の注記、株主資本等変動計算書、および連結株主資本等変動計算書につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、以下の当行ホームページに記載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(<http://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>)

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ (<http://www.yamagatabank.co.jp/investor/stock/soukai/>) において通知させていただきます。

添付書類

第205期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

企業集団は、当行および連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの総合金融情報サービスを提供しております。

(経済環境)

○ 国内経済

当期におけるわが国経済は、総じてみれば緩やかな回復基調を維持し、後半にかけては世界的なIT需要の回復などを背景に回復の動きが強まりました。

新興国を中心とする世界経済減速の影響などから、輸出は前半伸び悩んだものの、後半はIT需要の回復などをうけて増加傾向となりました。また、在庫調整の進展にともない、企業の生産活動も改善の動きが鮮明化しました。こうしたなか、企業収益は、円安の影響もあり後半にかけては高水準となり、設備投資は、維持・更新投資を中心に緩やかな増加基調を維持しました。一方、個人消費は、雇用・所得環境の着実な改善が続くなか、緩やかながら持ち直しの動きをたどりしました。また、住宅投資は、徐々に増勢は鈍化したものの、貸家を中心に高水準を維持しました。

○ 県内経済

当行の主要営業基盤である県内経済は、一部に弱さもみられたものの、企業部門を中心に後半にかけて持ち直しの動きをたどりしました。

企業の生産活動は、前半は一進一退で推移したものの、主要産業である電子部品・デバイス部門を中心に、後半にかけては持ち直しの動きとなりました。設備投資は、老朽化への対応などから積極的な計画が目立ち、おおむね増加傾向で推移しました。こうしたなか、公共工事は、東北中央自動車道関連の大型工事などもあり、増加基調となりました。一方、個人消費は、年明け以降、燃料価格の上昇などが消費マインドを下押ししたものの、雇用・所得環境の緩やかな改善をうけて総じて持ち直しの動きが続きました。また、住宅投資は、貸家を中心に底堅さを保ったまま横ばいで推移しました。

(金融環境)

金融面をみますと、昨年1月に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入したことで、金融機関が資金のやり取りを行うコール市場における無担保翌日物金利（短期金利）は、 $\Delta 0.01\%$ から $\Delta 0.08\%$ で推移しました。10年物国債利回り（長期金利）についても、期初からマイナス金利となり、昨年7月には一時 $\Delta 0.30\%$ まで低下しました。しかしながら、昨年9月に日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、長期金利は0%程度に誘導するとの発表や米国金利の上昇をうけて、今年2月には0.15%まで上昇し、期末にかけても

0.05%から0.10%で推移しました。円相場は、世界経済の減速懸念などを背景に円高傾向が強まり、年央には一時1米ドル100円を割り込みましたが、昨年11月の米国大統領選挙以降、トランプ新政権への期待から米国の株式と金利が上昇したことをうけて円安に転じ、期末にかけては110円前後の水準となりました。また、日経平均株価は、期初の16,000円台を中心とした推移から、昨年6月に実施された英国国民投票でのEU離脱支持をうけた先行きに対する懸念から一時15,000円を割り込みましたが、その後は各国が協調して景気下振れに取り組む姿勢を見せたことや堅調な米国経済などをうけて上昇に転じ、期末にかけては19,000円台まで上昇しました。

（営業施策等）

業務面においては、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応するため、新たな商品やサービスの提供に努めるとともに、地域密着型金融の深化を实践すべく、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化しました。

○ 個人向け商品・サービス

個人部門では、ライフステージに応じたお客さまの資産形成ニーズにお応えするため、保険商品については病気やケガにも備える新商品を導入するとともに、投資信託商品についてはインターネット専用商品を含めラインナップの拡充を図りました。加えて、最適な投資信託商品選定をサポートする投資信託用ロボ・アドバイザリーツール「PORT STAR（ポースター）」を導入しました。預金商品については、当行創立120周年の感謝の意を含め、金利を優遇した「120周年記念定期預金」を昨年の4月から5月まで期間限定で取り扱いました。また、「インターネット支店」を開設し、パソコンやスマートフォンなどから口座開設の手続きや振り込み、定期預金の預け入れなどのサービスが原則24時間365日ご利用可能となりました。ローン商品については、毎月のご返済負担を軽減することを目的とした「借換専用『おまとめローン』」のほか、来店が難しいお客さまにもご利用いただけるよう、お申込みからご契約までインターネットで完結する「マイカーローン（WEB完結型）」や、返済口座レス型カードローン「チェリーS」の取り扱いを開始しました。

○ 法人向け商品・サービス

法人部門では、競争環境や技術等の分析を通じて成長可能性を総合的に判断する事業性評価手法である「ビジネスパノラマ」を活用し、お取引先が抱える課題の「見える化」を図るなど、引き続き経営改善支援に取り組まれました。今年2月には、山形県、山形大学、山形県工業技術センター等の協力のもと、企業の技術力向上に向けた課題解決に取り組むプラットフォームとなる「<やまぎん>ものづくり技術力向上支援プログラム」を発足させました。また、ビジネスマッチング、海外進出支援、事業承継・M&A、各種成長分野の事業化支援など、幅広いソリューションの提供に積極的に取り組んだほか、「やまぎん創業相談デスク」、「やまぎん創業応援くらぶ」を設置し、山形県信用保証協会、(株)日本政策金融公庫と連携して創業者への支援体制を強化しました。お取引先の裾野拡大や、多様な融資商品のご提案に努め、融資を利用しているお取引先は7期連続で増加しております。また、昨年10月には、企業の社会貢献につながる商品として、引受手数料優遇分を原資とし、希望する学校などに物品を寄贈する「学校寄付型私募債 <やま

ぎん>夢みらい応援私募債」の取り扱いを開始しました。

○ その他の施策

東日本大震災から6年が経過しておりますが、特別相談窓口を引き続き設置し、被災された方々の生活再建や事業再生に取り組んでおります。

地方創生への取り組みについては、当行では平成24年7月より、10年後の県内総生産2,000億円および雇用2.7万人の創出を目指す「山形成長戦略プロジェクト」をスタートさせ、平成27年4月には「山形成長戦略推進室」に改組し先行的な活動を強化してまいりました。平成27年3月より新たに「やまがた創生会議」を設置し、県および市町村が策定する「地方版総合戦略」に関し全行的に策定支援や推進協力を行っております。昨年7月には、飯豊町における蓄電関連産業の集積地形成を目指す「飯豊電池バレー構想」の実現に向けて、山形大学と連携して高性能リチウムイオン電池の開発に取り組むベンチャー企業、「(株)飯豊電池研究所」の代表者に当行行員が就任しました。地域活性化プロジェクトへの資金提供を目的に、(株)山形新聞社が中心となり立ち上げた、オール山形方式のクラウドファンディング事業「山形サポート」にも県内3行で共同参画しております。

ITを活用した金融サービスであるフィンテック (FinTech) については、昨年7月に基幹系システムを共同利用する「じゅうだん会」参加行と協力し、「じゅうだん会FinTech研究会」を立ち上げました。また、SBIホールディングス(株)等が事務局を務める「国内外為替の一元化検討に関するコンソーシアム」に発足メンバーとして参加したほか、コンサルティング会社と連携し、フィンテックを活用した当行独自のリテール戦略構築への取り組みも開始しました。

なお、店舗については、平成29年3月末現在、有人店舗数は出張所を含め81カ店、店舗外現金自動設備の設置場所は140カ所となっております。

○ 組織体制の整備状況

組織面では、ガバナンス体制の強化と企業価値の向上を図ることを目的として、平成28年4月に本部組織の改正を行い、総合企画部内に「コーポレートガバナンス室」を設置しました。また、昨年6月には定時株主総会での承認を受け、取締役会の監督機能強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、当行は「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しました。

(事業の経過及び成果等)

以上のような営業施策を実施しながら、当行は、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当期は次のような業績をおさめることができました。

○ 預金等

預金ならびに譲渡性預金については、お客さまの多様なニーズにお応えする商品の提供に努めてまいりました結果、当期中999億円増加し、期末残高は2兆3,023億円となりました。個人預金、法人預金を中心に順調に推移しました。また、預かり金融資産については、生命保険の販売が好調に推移したことを主因に、全体では当期中104億円増加し、期末残高は3,666億円となり

ました。

○ 貸出金

貸出金については、当期中891億円増加し、期末残高は1兆6,824億円となりました。住宅ローンを中心に個人向け貸出の増強に注力したほか、地元企業や地方公共団体の資金需要に積極的にお応えいたしました。

○ 有価証券

有価証券については、国内外の投資環境や市場動向に留意しながら、社債などの収益が見込まれる資産への投資を進める一方、国債への再投資を抑制した結果、当期中227億円減少し、期末残高は7,183億円となりました。

○ 損益の状況

経常収益は、資金運用収益や株式等売却益は減少したものの、国債等債券売却益が増加したことを主な要因として、前年比5億70百万円増収の396億67百万円となりました。経常費用は、資金調達費用は減少したものの、国債等債券売却損および貸倒引当金繰入額の増加を主因に同32億50百万円増加し、324億13百万円となりました。この結果、経常利益は同26億79百万円減益の72億54百万円、当期純利益は同15億48百万円減益の51億36百万円となりました。なお、昨年5月に公表しました当期業績予想を上回っております。

(対処すべき課題)

当行は平成27年4月より第18次長期経営計画「やまぎん イノベーション・プランⅢ」(平成27年度～平成29年度)をスタートさせ、平成29年度は長期経営計画の最終年度として、計画で掲げた課題に対して結果を出す重要な1年と位置付けております。

県内経済は、緩やかな持ち直しの動きが継続しているものの、山形県が全国平均を上回るスピードで少子高齢化が進んでいる現状を鑑みますと、地域経済の活性化に果たすべき当行の役割や責任は、一層重要性が高まっているものと認識しております。

また、現在の金融環境は、広域の有力地銀同士のみならず、同一県内の地銀同士の経営統合が加速するなど、将来を見据えた戦略的な再編の動きが進展するなか、競争はさらに激化することが予想されます。加えて、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の継続により、低金利環境が長期化する前提のもと、収益構造の改革が急務となっております。

他方、コーポレートガバナンスなどの社会的要請への対応や、地域経済への貢献度を定量的に計測する「金融仲介機能のベンチマーク」導入に代表される新たな金融行政への対応などを通じて、経営管理態勢の強化を図るとともに、銀行経営の透明性をさらに高めてまいります。

当行は、株主の皆さまや地域の皆さまからのご支援のもと、昨年4月14日に創立120周年を迎えることができました。あらためてご支援いただきました皆さまに感謝申しあげますとともに、次の10年を見据え当行の企業価値を更に向上させながら、「山形の発展に『責任』を持つ銀行」として地域における絶対的な存在価値を高めてまいりたいと考えております。

株主の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申しあげます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
経常収益	45,738	45,970	45,252	45,886
経常利益	11,203	12,719	10,747	8,083
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,331	7,483	6,714	5,473
包括利益	8,840	17,327	2,240	1,814
純資産額	141,682	154,694	155,944	153,514
総資産額	2,379,310	2,466,878	2,503,672	2,612,784

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当期)
預金	20,201	20,375	20,765	21,832
定期性預金	8,748	8,516	8,751	8,829
その他	11,452	11,858	12,013	13,003
貸出金	14,182	14,793	15,933	16,824
個人向け	3,817	4,033	4,597	5,265
中小企業向け	4,169	4,412	4,680	4,898
その他	6,195	6,347	6,655	6,661
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	8,541	8,215	7,411	7,183
国債	4,696	3,462	3,307	2,933
地方債	1,301	1,361	1,001	984
その他	2,542	3,391	3,101	3,266
総資産	23,665	24,526	24,920	26,015
内国為替取扱高	131,523	129,666	130,841	126,798
外国為替取扱高	百万ドル 818	百万ドル 895	百万ドル 808	百万ドル 1,110
経常利益	百万円 10,316	百万円 11,607	百万円 9,934	百万円 7,254
当期純利益	百万円 6,318	百万円 7,280	百万円 6,685	百万円 5,136
1株当たり当期純利益	円 銭 37 06	円 銭 44 39	円 銭 40 91	円 銭 31 48

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 当行は当事業年度より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当行株式を自己株式として処理しております。これに伴い、平成28年度の1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当行株式の数を控除しております。
4. 平成28年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業	リース業	その他事業	銀 行 業	リース業	その他事業
使用人数	1,335 ^人	12 ^人	55 ^人	1,316 ^人	13 ^人	62 ^人

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の営業所数の推移

	当年度末	前年度末
山 形 県	70店 (うち出張所 1)	70店 (うち出張所 1)
宮 城 県	6 (—)	6 (—)
秋 田 県	1 (—)	1 (—)
福 島 県	1 (—)	1 (—)
栃 木 県	1 (—)	1 (—)
埼 玉 県	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
合 計	81 (1)	81 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を140カ所（前年度末139カ所）設置しております。また、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で114カ所（前年度末111カ所）、株式会社ローン・エイティエム・ネットワークスとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で105カ所（前年度末80カ所）それぞれ設置しております。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備
 おーばん上山店（上山市）
 マックスバリュエクスプレス南三番町店（山形市）
 ヨークベニマル山形下条町店（山形市）
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備
 総合療育訓練センター（上山市）
 三島通出張所（山形市）

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(二) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ. リース業

山銀リース株式会社：本社（山形市）

ハ. その他事業

山銀ビジネスサービス株式会社：本社（山形市）

山銀保証サービス株式会社：本社（山形市）

山銀システムサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんカードサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんキャピタル株式会社：本社（山形市）

木の実管財株式会社：本社（山形市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,400
リース業	2
その他事業	1
合計	1,404

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	立谷川支店 改築工事	237

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

□. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山 銀 ビ ジ ネ ス サービス株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	事 務 代 行 業	昭和54年 8月11日	百万円 10	% 100.00	
山 銀 保 証 サ ー ビ ス 株 式 会 社	山形市十日町 二丁目4番1号	信 用 保 証 業	昭和49年 11月1日	20	100.00	
山 銀 リ ー ス 株 式 会 社	山形市宮町 二丁目2番27号	フ ァ イ ナ ン ス リ ー ス 業	昭和51年 4月8日	30	100.00	
山 銀 シ ス テ ム サービス株式会社	山形市三日町 一丁目2番47号	情 報 サ ー ビ ス 業	平成2年 3月14日	20	100.00	
やまぎんカード サービス株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	ク レ ジ ッ ト、金 銭 貸 付、 信 用 保 証 業	平成3年 6月21日	30	100.00	
やまぎんキャピタル 株 式 会 社	山形市七日町 三丁目1番2号	有 価 証 券 の 取 得 保 有、 売 却	平成8年 4月3日	100	5.00	
木 の 実 管 財 株 式 会 社	山形市十日町 二丁目4番1号	財 産 管 理 業	昭和36年 6月6日	10	91.21	

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記7社はすべて連結子会社及び子法人等であり、持分法適用会社はありません。

3. 平成28年12月において、山銀保証サービス株式会社および山銀リース株式会社の2社については同社による当行以外の株主からの自己株式買入により、山銀システムサービス株式会社およびやまぎんカードサービス株式会社の2社については当行による株式買取により、当行が有する議決権比率を引き上げて完全子会社としております。

(重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの

サービス（略称MICS）を行っております。

3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成17年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。
8. 株式会社きらやか銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ふるさと山形ネットサービス」）を行っております。
9. 株式会社七十七銀行および株式会社東邦銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「MYキャッシュポイント」）を行っております。
10. 山形県内4信用金庫（山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫）と提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「ぐるっと花笠ネット」）を行っております。
11. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
12. 株式会社秋田銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川 吉 茂	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
三 浦 新一郎	専務取締役 (代表取締役) 営業企画部、 営業支援部担当		
石 川 芳 宏	専務取締役 (代表取締役) 秘書室、 総合企画部、 金融市場部、 東京事務所担当		
武 田 昌 裕	常務取締役 本店営業部長		
丹 野 晴 彦	常務取締役 融資部担当		
永 井 悟	常務取締役 人事総務部、 事務統括部担当		
土 門 義 浩	取 締 役 営業企画部長		
長 沼 清 弘	取 締 役 米沢支店長兼 米沢北支店長		
勝 木 伸 哉	取 締 役 融資部長		
小 屋 寛	取 締 役 総合企画部長		
鈴 木 康 介	取 締 役	やまぎんカードサービス株式会社 取締役社長	
井 上 弓 子	取 締 役 (社外取締役)	高島電機株式会社代表取締役会長 山形商工会議所副会頭 国立大学法人山形大学顧問	
中 川 太 文	取 締 役 監査等委員		
柿 崎 正 樹	取 締 役 監査等委員		
中 山 眞 一	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員	株式会社塚田会計事務所 代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役 (社外監査役)	(注) 2
浜 田 敏	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員	浜田敏法律事務所所長 山形県収用委員会会長 公益財団法人山形東高奨学会理事長 株式会社ヤマザワ取締役 (社外取締役)	(注) 3

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
五 味 康 昌	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員	三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社特別顧問 讀賣テレビ放送株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社オービック取締役 (社外取締役)	
尾 原 儀 助	取 締 役 (社外取締役) 監査等委員	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 一般社団法人山形県法人会連合会会長 株式会社ヤマザワ監査役 (社外監査役)	

- (注) 1. 取締役井上弓子氏、中山真一氏、浜田敏氏、五味康昌氏及び尾原儀助氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。上記の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員中山真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員浜田敏氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中川太文氏および柿崎正樹氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門等との密接な連携により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏 名)	(退任時の地位及び担当)	(退任年月日)
渡辺 均	取 締 役	平成28年6月23日

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	14名	188 (54)
取 締 役 (監査等委員)	6名	33 (-)
監 査 役	5名	10 (-)
計	25名	231 (54)

(注) 1. 上記報酬等には以下のものが含まれており、それぞれ合計額を括弧内に内書きしております。

- 役員賞与引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額
取締役 22百万円
- 役員退職慰労金のうち当事業年度に計上した額
取締役 8百万円
- 株式報酬引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額
取締役 24百万円

2. 当行は、平成28年6月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
尾原儀助氏は、第204期定時株主総会において取締役を任期満了となった後、取締役（監査等委員）に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3. 監査等委員会設置会社に移行後の役員の報酬額(平成28年6月23日株主総会決議)
 - (1) 取締役（監査等委員を除く）
年額220百万円以内（うち、社外取締役は年額10百万円以内）
なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。
 - (2) 取締役（監査等委員）
年額50百万円以内
4. 監査等委員会設置会社に移行前の役員の報酬額
 - (1) 取締役
月額18百万円（参考：年額216百万円）以内
なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。（平成5年6月29日株主総会決議）
 - (2) 監査役
月額4百万円（参考：年額48百万円）以内（平成27年6月24日株主総会決議）
5. また、平成28年6月23日開催の定時株主総会決議「退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件」及び「取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」に基づき、退職慰労金として、取締役11名に対し272百万円を支給しております。
なお、当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役11名264百万円が含まれております。
6. 使用人兼務取締役の使用人分の給与等は43百万円（内賞与額11百万円）であります。
7. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
井 上 弓 子	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
中 山 眞 一	
浜 田 敏	
五 味 康 昌	
尾 原 儀 助	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
井 上 弓 子	高島電機株式会社代表取締役会長 山形商工会議所副会頭 国立大学法人山形大学顧問
中 山 眞 一	株式会社塚田会計事務所代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役（社外監査役）
浜 田 敏	浜田敏法律事務所所長 山形県取用委員会会長 公益財団法人山形東高奨学会理事長 株式会社ヤマザワ取締役（社外取締役）
五 味 康 昌	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社特別顧問 讀賣テレビ放送株式会社取締役（社外取締役） 株式会社オービック取締役（社外取締役）
尾 原 儀 助	男山酒造株式会社代表取締役 山形酒類販売株式会社代表取締役 一般社団法人山形県法人会連合会会長 株式会社ヤマザワ監査役（社外監査役）

- (注) 1. 高島電機株式会社、株式会社塚田会計事務所、浜田敏法律事務所、男山酒造株式会社および山形酒類販売株式会社は、当行との間に銀行取引関係があります。
2. 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
井上弓子	1年9カ月	取締役会11回中10回出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。
中山真一	9年9カ月	取締役会11回全て、監査役会3回全て、監査等委員会9回全てに出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
浜田敏	8年9カ月	取締役会11回全て、監査役会3回全て、監査等委員会9回全てに出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
五味康昌	7年9カ月	取締役会11回全て、監査役会3回全て、監査等委員会9回全てに出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外取締役としての見地から発言しております。
尾原儀助	2年9カ月	取締役会11回全て、監査等委員会9回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を基に、社外取締役として独立した立場から発言しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	13	—

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)～(3)に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 298,350千株
発行済株式の総数 170,000千株 (うち自己株式6,572,513株)

(2) 当年度末株主数 8,088名

(3) 大 株 主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,190 ^{千株}	4.39 %
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,172	4.38
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,213	3.80
両 羽 協 和 株 式 会 社	6,048	3.70
山 形 銀 行 従 業 員 持 株 会	4,585	2.80
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,551	2.17
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,543	2.16
東京海上日動火災保険株式会社	3,194	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	2,306	1.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,065	1.26

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式6,572千株を保有しておりますが、上記記載から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式450,000株を含んでおりません。また、持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士 高嶋 清彦 業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙	54	1. 当行監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 2. 新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、および監査現場の改革等の施策を実施しております。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
 2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は54百万円であります。
 3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、監査品質および独立性等を総合的に検討し、再任もしくは不再任の決定を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

- (1) 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践します。
 - ② 行動規準を当企業集団のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスが企業文化として定着するよう徹底します。
 - ③ 総合企画部がコンプライアンス関連事項を統括し、当行の各部室店および子会社に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
 - ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店・子会社および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する態勢を確立します。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法等を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。
 - ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ① 取締役は、当企業集団の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規

模・特性等を踏まえ、統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向けた態勢を確立します。

- ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ③ 総合企画部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。
 - ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
 - ② 取締役会は経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
 - ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を確立します。
- (5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役が子会社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、当企業集団の連携態勢を確立します。
 - ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、子会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的に子会社から業務執行状況や財務状況等の報告を受け、当企業集団の業務の適正を確保します。
 - ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、当企業集団の財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を確立します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
- ① 監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を要請するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告します。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。
 - ② 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立してその職務を遂行します。
 - ③ 補助使用人は、その職務を遂行するために必要な調査、会議出席、情報収集等を行うことができます。
 - ④ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定します。
- (8) 当企業集団の取締役（監査等委員である取締役を除く）・その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当行は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実やその他重要事項について、当行の監査等委員会に報告する態勢を確立します。
 - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査等委員会に報告します。
 - ③ 監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して、報告を求めることができます。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行は、監査等委員会へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底します。
- (10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

(11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査等委員による重要な会議等への出席、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧することで、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役等と意見交換を行います。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見および情報交換を行うとともに、職務の執行に際して必要な場合には、弁護士等の外部専門家を活用します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会を原則毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他の重要事項について、協議・決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、頭取および役付取締役で構成する常務会を原則毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について協議・決定するとともに、業務執行に関する主要な報告を求めております。

(2) リスク管理体制

リスク管理の基本方針などの重要事項につきましては、取締役会が半期毎に見直しを行うほか、関連規程の改廃は、取締役会で協議・決定しております。

また、コンプライアンスを含めたリスク管理のモニタリングの徹底をはかるため、リスク管理会議およびALM会議を常務会として定期的に開催しております。

加えて、総合企画部内にリスク統括室を設置し、リスク管理の基本規程である「統合的リスク管理規程」に定める基本原則や責任体制に基づき、各種リスクの統合的管理に取り組んでおります。

さらに、監査部を内部監査部署とし、被監査部門に対しての独立性を確保した上で、関連会社を含む全部室店を対象に業務運営・管理およびリスク管理の適切性・有効性を監査しております。

(3) コンプライアンス態勢

半期毎に取締役会にてコンプライアンス・リスク管理方針を定め、運用状況をリスク管理会議で協議し、検証するほか、コンプライアンスに関する各種施策を取締役会にて決定しております。また、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてリスク管理会議で協議し、その内容を取締役会に報告しております。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について重要性に応じて、当行の取締役又は常務会等の決裁を受ける体制を整備しております。

また、グループ会社代表取締役による定例会議を原則として毎月開催し、業務報告および意見交換を行っております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査につきましては、各取締役に対する牽制機能を果たすほか、重要会議への出席、取締役・内部監査部門等から執行状況の聴取、営業店・関連会社の往査などを定期的実施し、その結果を監査等委員会において報告を行い、全監査等委員の認識と課題、情報の共有を図っております。また、会計監査人との連携として、監査等委員会は会計監査人との協議を随時実施し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等の観点から、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざすべく、有効に活用してまいります。

第205期 (平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 用 収 益	39,667
資	金 運 出 利 息 配 当 息 金 息 息 息	25,354
	貸 有 価 値 一 預 け 金 の 受 取 入 利 当 利 息 息 息 息	17,947
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	7,184
役	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	130
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	9
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	82
そ	の 商 品 有 価 値 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	6,687
	の 商 品 有 価 値 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	1,558
	の 商 品 有 価 値 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	5,128
そ	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	4,590
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	0
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	4,172
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	417
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	3,034
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	3
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	2,662
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	368
経	常 用 収 益	32,413
資	金 運 出 利 息 配 当 息 金 息 息 息	2,459
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	1,081
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	101
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	17
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	139
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	62
	預 金 の 取 入 引 為 替 手 取 入 利 息 息 息 息	965
役	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	92
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	2,828
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	350
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	2,478
そ	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	3,851
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	176
	の 債 権 等 常 規 取 入 利 息 息 息 息	3,675
営	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	20,963
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	2,309
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	1,677
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	436
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	0
	所 得 税 の 受 取 入 利 息 息 息 息	195
経	特 定 前 住 民 税 等 純 利	7,254
	特 定 前 住 民 税 等 純 利	49
税	引 税 人 人 期	7,205
法	引 税 人 人 期	2,794
法	引 税 人 人 期	△725
当	引 税 人 人 期	2,068
	引 税 人 人 期	5,136

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社
会社名

山銀リース株式会社
山銀保証サービス株式会社
やまぎんカードサービス株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
山銀システムサービス株式会社
山銀ビジネスサービス株式会社
木の実管財株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。

(平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	153,056	預 渡 性 預 金	2,180,460
コールローン及び買入手形	8,377	コールマネー及び売渡手形	115,701
買入金銭債権	5,648	債券貸借取引受入担保金	11,219
商品有価証券	22	借 用 金	45,126
有 価 証 券	717,552	外 国 為 替	53,245
貸 出 金	1,674,250	新 株 予 約 権 付 社 債	53
外 国 為 替	979	そ の 他 負 債	11,219
そ の 他 資 産	22,656	役 員 賞 与 引 当 金	16,327
有 形 固 定 資 産	14,543	退 職 給 付 に 係 る 負 債	22
建 物	3,617	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47
土 地	9,175	株 式 報 酬 引 当 金	2
建 設 仮 勘 定	30	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,719	偶 発 損 失 引 当 金	47
無 形 固 定 資 産	1,926	ポ イ ン ト 引 当 金	226
ソ フ ト ウ ェ ア	1,716	利 息 返 還 損 失 引 当 金	35
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	210	繰 延 税 金 負 債	62
退 職 給 付 に 係 る 資 産	940	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,507
繰 延 税 金 資 産	291	支 払 承 諾	1,324
支 払 承 諾 見 返	19,615	負 債 の 部 合 計	19,615
貸 倒 引 当 金	△7,077	(純資産の部)	2,459,270
		資 本 金	12,008
		資 本 剰 余 金	10,215
		利 益 剰 余 金	116,853
		自 己 株 式	△3,171
		株 主 資 本 合 計	135,906
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,824
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,578
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,188
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	24
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	17,457
		非 支 配 株 主 持 分	149
		純 資 産 の 部 合 計	153,514
資 産 の 部 合 計	2,612,784	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,612,784

(平成28年4月1日から)
 (平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		45,886
資金運用収益	25,457	
貸出金利息	17,946	
有価証券利息配当金	7,269	
コールローン利息及び買入手形利息	130	
預け金利息	9	
その他の受入利息	101	
役員取引等収益	7,671	
その他業務収益	9,624	
その他経常収益	3,132	
償却債権取立益	11	
その他の経常収益	3,121	
経常費用		37,802
資金調達費用	2,480	
預金利息	1,080	
譲渡性預金利息	100	
コールマネー利息及び売渡手形利息	17	
債券貸借取引支払利息	139	
借入金利息	82	
その他の支払利息	1,060	
役員取引等費用	2,301	
その他業務費用	8,266	
その他経常費用	22,281	
貸倒引当金繰入額	1,673	
その他の経常費用	798	
経常利益		8,083
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		49
固定資産処分損	49	
税金等調整前当期純利益		8,034
法人税、住民税及び事業税	3,081	
法人税等調整額	△720	
当期純利益		2,361
非支配株主に帰属する当期純利益		5,673
親会社株主に帰属する当期純利益		200
		5,473

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高嶋 清彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高嶋 清彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第205期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

株式会社山形銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	中 川 太 文 ㊟
常勤監査等委員	柿 崎 正 樹 ㊟
監査等委員	中 山 眞 一 ㊟
監査等委員	浜 田 敏 ㊟
監査等委員	五 味 康 昌 ㊟
監査等委員	尾 原 儀 助 ㊟

- (注) 1. 監査等委員中山眞一、浜田敏、五味康昌及び尾原儀助は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は平成28年6月23日開催の第204期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、平成28年4月1日から平成28年6月22日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を平成30年10月までに100株に統一することを目指しております。

当行は、かかる趣旨を踏まえ、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株へ変更することとし、併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式併合（5株を1株に併合）を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当行普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

5,967万株

(4) その他

本株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）について、第1号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものがあります。

また、本事項の定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>2億9,835万株</u> とする	第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5,967万株</u> とする。
（単元株式数） 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	（単元株式数） 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
（新 設）	（附則） 第1条 <u>第6条（発行可能株式総数）および 第7条（単元株式数）の変更は、平成 29年10月1日をもって効力を生じる ものとし、同日をもって本附則を 削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じです。）12名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の効率化のために1名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当行は取締役の報酬・選任についての透明性を向上させるために、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の機関であるガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

同委員会は、独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任に関する監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役候補者について、指名手続、各候補者の資質および取締役会全体の実効性等の観点から慎重な検討を行いました。その結果、ガバナンス委員会における活発な討議など適切な手続を経て指名されていること、各候補者は深い知識と豊富な経験を有していること、また取締役会全体を見たときに取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断します。

取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
①	はせがわ きちしげ 長谷川 吉茂 (昭和24年9月30日生)	昭和48年 4 月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行)入行 昭和58年 5 月 同行業務総本部業務企画部 部長代理 昭和60年 6 月 当行常務取締役 平成 5 年 4 月 当行専務取締役 平成 9 年 6 月 当行代表取締役専務 平成17年 6 月 当行代表取締役頭取 現在に至る (担当)監査部	1,692,255株
<p><候補者とした理由> 当行常務取締役、専務取締役を歴任後、平成17年6月に代表取締役頭取に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
②	みうら しんいちろう 三浦 新一郎 (昭和46年12月27日生)	平成 6 年 4 月 株式会社三菱銀行(現株式会社 三菱東京UFJ銀行)入行 平成15年 9 月 同行融資部企業融資第二 グループ調査役 平成17年 6 月 当行常務取締役 平成26年 6 月 当行代表取締役専務 現在に至る (担当)営業企画部、営業支援部	639,825株
<p><候補者とした理由> 当行常務取締役に就任後、平成26年6月からは代表取締役専務に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮しました。特に昨年度は県内預貸金3行間シェア50%の達成を牽引するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
③	<small>いしかわ よしひろ</small> 石川 芳宏 (昭和29年1月24日生)	昭和52年 4月 当行入行 平成 9年 4月 当行南山形支店長 平成11年 7月 当行総合企画部副部長 平成13年 4月 当行市場金融部長 平成15年 4月 当行市場国際部長 平成17年 6月 当行総合企画部長 平成19年 6月 当行取締役総合企画部長委嘱 平成21年 6月 当行常務取締役 平成26年 6月 当行代表取締役専務 現在に至る (担当)秘書室、総合企画部、 金融市場部、東京事務所	22,000株
<p><候補者とした理由> 営業店長、市場金融部長等を歴任後、平成19年6月に取締役に就任し、平成26年6月からは代表取締役専務に就任。以来、経営全般に対し卓越したリーダーシップを発揮しました。特に昨年度は監査等委員会設置会社への移行を含むガバナンス改革に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
④	<small>ながい さとし</small> 永井 悟 (昭和36年12月15日生)	昭和59年 4月 当行入行 平成20年 7月 当行小松支店長 平成22年 7月 当行総合企画部副部長 平成23年 6月 当行人事部長 平成26年 6月 当行取締役総合企画部長委嘱 平成28年 4月 当行常務取締役 現在に至る (担当)人事総務部、事務統括部	17,000株
<p><候補者とした理由> 営業店長、人事部長等を歴任後、平成26年6月に取締役に就任。以来、特に人事総務部門および事務部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は全行的な「働き方改革」の定着に向けた動きを加速させるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
⑤	ながぬま きよひろ 長 沼 清 弘 (昭和35年4月26日生)	昭和58年 4 月 当行入行 平成18年 6 月 当行小松支店長 平成20年 7 月 当行泉中央支店開設準備委員長 平成20年10月 当行泉中央支店長 平成22年 4 月 当行新庄支店長 平成24年 4 月 当行地域振興部長 平成25年 4 月 当行営業支援部長 平成26年 6 月 当行取締役米沢支店長兼 米沢北支店長委嘱 現在に至る	7,000株
<候補者とした理由> 営業店長、地域振興部長等を歴任後、平成26年6月に取締役に就任。以来、営業店長として置賜地区全域を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は置賜地区の預貸金シェアアップを実現するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。			
⑥	かつき しんや 勝 木 伸 哉 (昭和35年9月11日生)	昭和60年 4 月 当行入行 平成20年 4 月 当行泉崎支店長 平成22年10月 当行人事部詰 (藤庄印刷株式会社出向) 平成25年 6 月 当行山形駅前支店長 平成26年 4 月 当行融資部長 平成27年 6 月 当行取締役融資部長委嘱 現在に至る	7,000株
<候補者とした理由> 営業店長、融資部長等を歴任後、平成27年6月に取締役に就任。以来、融資部門および企業再生支援部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は事業性評価において新ツールの導入等により対象先の拡大を図るなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
⑦	<p style="text-align: center;">どもん よしひろ 土 門 義 浩 (昭和34年10月30日生)</p>	<p>昭和57年 4 月 当行入行 平成17年 6 月 当行酒田支店法人営業部長 平成19年 4 月 当行宇都宮支店長 平成21年 6 月 当行鶴岡支店長兼 法人営業部長兼文園支店長 平成23年 6 月 当行酒田支店長兼 酒田駅前支店長 平成24年 6 月 当行取締役酒田支店長兼 酒田駅前支店長委嘱 平成28年 4 月 当行取締役営業企画部長委嘱 現在に至る</p>	9,000株
<p><候補者とした理由> 営業店長を歴任後、平成24年6月に取締役に就任。以来、営業店長として庄内地区全域の統括ならびに営業企画部門の統括など、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は県内預貸金3行間シェア50%の達成を実現するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
⑧	<p style="text-align: center;">こや ひろし 小 屋 寛 (昭和37年6月16日生)</p>	<p>昭和61年 4 月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行)入行 平成 6 年 5 月 当行入行 平成20年 4 月 当行南山形支店長 平成22年10月 当行営業企画部副部長 平成23年 7 月 当行総合企画部副部長 平成24年 7 月 当行金融市場部長 平成26年10月 当行仙台支店長 平成28年 4 月 当行総合企画部長 平成28年 6 月 当行取締役総合企画部長委嘱 現在に至る</p>	8,000株
<p><候補者とした理由> 営業店長、総合企画部長等を歴任後、平成28年6月に取締役に就任。以来、特に経営企画部門およびリスク管理部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度はグループ企業の資本構成見直しを図るなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
⑨	みさわ よしたか 三澤好孝 (昭和38年2月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任</div>	昭和60年4月 当行入行 平成19年4月 当行酒田支店法人営業部長 平成21年6月 当行宮城野支店長 平成24年4月 当行城南支店長 平成26年6月 当行人事部長 平成27年4月 当行人事総務部長 平成28年4月 当行酒田支店長兼 酒田駅前支店長 現在に至る	11,000株
<p><候補者とした理由> 3店舗、6年の営業店長経験に加え、人事部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は庄内地区の預貸金シェアアップを実現するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			
⑩	さとう えいじ 佐藤英司 (昭和39年6月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任</div>	昭和62年4月 当行入行 平成21年6月 当行酒田支店法人営業部長 平成24年4月 当行営業企画部副部長 平成26年6月 当行営業支援部長 現在に至る	2,000株
<p><候補者とした理由> 地域振興、公務部門および経済調査部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。特に昨年度は事業承継やM&Aなど企業コンサルティング分野の強化に取り組むなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識や経験を有しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
	<p style="text-align: center;">いのうえ ゆみこ 井 上 弓 子 (昭和22年7月27日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">社外取締役 候補者</p> </div>	<p>平成 8 年 2 月 高島電機株式会社入社(取締役) 平成13年 2 月 同社 常務取締役 平成15年 7 月 同社 代表取締役社長 平成21年 8 月 みやぎ・やまがた女性交流機構 会長(現職) 平成23年 2 月 高島電機株式会社代表取締役会長 (現職) 平成23年11月 株式会社シベール社外取締役 平成24年 6 月 山形商工会議所副会頭(現職) 平成26年 6 月 国立大学法人山形大学顧問 平成27年 6 月 当行社外取締役(現職) 平成29年 4 月 国立大学法人山形大学経営協議会 委員(現職) 現在に至る</p>	2,000株
⑪	<p><候補者とした理由> 「みやぎ・やまがた女性交流機構会長」の経験や、企業経営者としての高い見識を有し、山形県の女性リーダーとして銀行以外の立場から経営に対して助言を行なっていたことから、社外取締役候補者としたものであります。また、コーポレートガバナンスコードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」を推進するうえで最適の人材であります。</p> <p><特記事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行は井上弓子氏が代表取締役である高島電機株式会社と銀行取引があります。 2. 井上弓子氏は、社外取締役候補者であります。当行は、43ページに記載してあります当行が定める「独立性判断基準」等に基づき、東京証券取引所に対して同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。 3. 当行は井上弓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。 4. 井上弓子氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。 		

各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役6名のうち中川太文氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
たんの はるひこ 丹野晴彦 (昭和35年1月23日生) 新任	昭和57年4月 当行入行 平成17年4月 当行南光台支店長 平成19年4月 当行人事部副部長 平成20年6月 当行人事部長 平成23年6月 当行総合企画部長 平成24年6月 当行取締役総合企画部長委嘱 平成26年6月 当行常務取締役 現在に至る	11,000株
<p><候補者とした理由> 営業店長、人事部長、総合企画部長を歴任後、平成24年6月に取締役に就任。以来、5年間に亘り当行役員として尽力するなど、監査等委員の職務を遂行するうえで、十分な経験と見識を有しております。</p>		

候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 「当行の独立性判断基準」

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当行において、社外取締役候補者が独立性を有すると判断するためには、現在および過去3年間に於いて、以下の要件の全てに該当しないことが必要であります。

(1) 主要な取引先 (※1)

ア. 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいいます。以下同じです。）である場合は、その業務執行者。

イ. 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(2) 専門家

当行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超えの金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。

(3) 寄付

当行から過去3年平均で、年間1,000万円超えの寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

(4) 主要株主

当行の発行済み株式の10%以上を保有している主要株主、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(5) 上記 (1) ~ (4) に該当する先の近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

(6) 当行またはその子会社の取締役、監査役、使用人およびそれらの近親者。(※2)

(ただし、重要でない者 (※3) を除く。)

※1. 「主要な取引先」の定義

- ・ 当行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える場合。
- ・ 当行の主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合。

※2. 「近親者」の定義

配偶者および2親等以内の親族。

※3. 「重要」であるものの定義

各会社の役員・部長クラスの者。

以 上

<インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実行可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）

(2) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。

詳細につきましては、後記のヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さまへ）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

<システム等に関するお問い合わせ先>

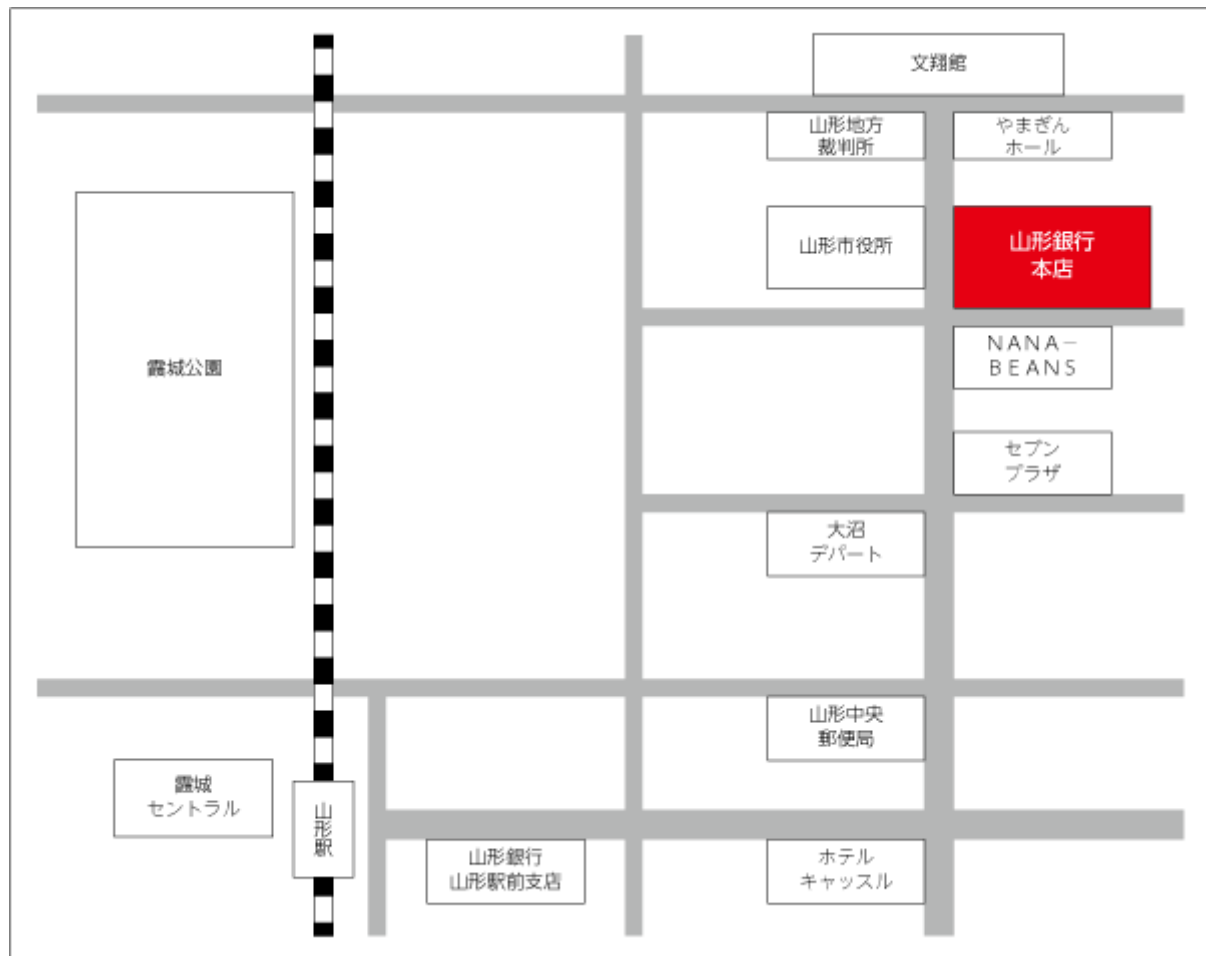
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会会場ご案内図

場所：山形市七日町三丁目1番2号 山形銀行本店7階会議室



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。